

公費負担医療等関連情報

高齢者带状疱疹ワクチンの定期予防接種への追加について

令和7年3月26日 政令第80号

【編注】 予防接種法施行令の一部を改正する政令が制定され、定期の予防接種の対象疾病に带状疱疹が追加されました。施行は令和7年4月1日です。以下、京都市における定期接種実施の概要を解説します。

1. 対象者

次の①～③のいずれかに該当する方

- ① 令和7年度に65歳になる方
- ② 満60～64歳の方で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害があり、日常生活を極度に制限される方
- ③ 令和7年度から令和11年度の間に70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方（令和7年度のみ101歳以上になる方も対象）

2. 実施時期 通年

3. 実施場所 予防接種協力医療機関

4. 自己負担 生ワクチン：4,000円

不活化ワクチン：18,000円／回

※不活化ワクチンは2回接種のため、自己負担は計36,000円です。

※生活保護等受給者の方は生活保護等受給証明書を接種日に医療機関に提出することにより無料となる（不活化ワクチンは2回接種のため、接種日ごとに受給証明書の提出が必要）。後日提出されても還付は不可。

※府内各自治体（京都市以外）の自己負担額は異なります。詳細は各自治体のホームページ等でご確認ください。

5. 委託料の請求手続き

予防接種受託報酬請求書（次ページに見本を掲載）に必要事項を記入の上、予防接種券を添付し、接種を行った月の翌月10日までに京都府国民健康保険団体連合会に送付する。

※府内各自治体（京都市以外）居住者分の委託料請求は、この京都市用の受託報酬請求書では行えません。京都府国民健康保険団体連合会ホームページに後日掲載予定の「令和7年度 広域予防接種について」にて委託単価、請求先、請求方法等をご確認の上、ご請求ください。

6. 担当課 京都市保健福祉局 医療衛生推進室 医療衛生企画課

TEL：075-222-4421 FAX：075-708-6212

国保連提出用

予防接種受託報酬請求書

年 月 日

(宛先)
京都市長

コード番号

医療機関所在地

名 称

氏 名

下記のとおり請求します。

(和暦) 年 月分 請求金額 円

区分				件 数	単 価	金 額
高齢者带状疱疹 予防接種 (若草色)	生 ワ ク チ ン	一般 (自己負担金 4,000 円)	1		4,459 円	
		生活保護受給者等 (自己負担金 無料)	2		8,459 円	
	不 活 化 ワ ク チ ン	一般 (自己負担金 18,000 円)	3		3,659 円	
		生活保護受給者等 (自己負担金 無料)	4		21,659 円	